

令和3年度 事業計画

一般社団法人茨城県農業会議

I 基本方針

農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大など生産基盤の脆弱化が進むとともに、人口減少に伴う国内市場の縮小や国際化の進展による国内外の産地間競争の激化など、今後一層厳しい環境に置かれることが予想される。

こうした中、政府においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、引き続き産業政策と地域政策を車輪の両輪として推進することとしている。具体的には、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化を推進し、生産基盤の強化など農業の成長産業化を図るとともに、農業・農村の多面的機能を十分に発揮し、農村を維持し、次世代に継承していくための整備を進め、地域の話合いに基づく合意形成のもと、人・農地プランの実質化と実行により、農業・農村を永続して発展させていくこととしている。

また、昨年発生した新型コロナウイルスの影響は、外食自粛による食料消費の減少や労働力不足等により多くの農業者が打撃を受けることとなり、農業の生産活動が維持できるよう、経営継続補助金や農業労働力確保緊急支援事業などが措置されてきたところである。

県においては、「茨城県総合計画－新しい茨城への挑戦－」を基に、「儲かる農業の実現」を重点施策に位置づけ、茨城県農業参入等支援センターによる経営相談や法人化の支援、水稻メガファーム育成事業やかんしょトップランナー産地拡大事業、リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業の推進、農産物のブランド力の強化と輸出の促進など、農業の成長産業化や優れた担い手づくりのための新たな施策を展開し、その成果が着実に現れてきている。

このような情勢を踏まえ、農業委員会組織は、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、担い手の確保・育成を柱とする「農地利用の最適化」の取り組みをさらに強化していく必要がある。

茨城県農業会議は県、市町村、農業委員会や関係団体など会員組織との更なる連携のもと、組織に期待される機能と役割を果たし、成果を上げていくため、令和3年度の事業実施にあたっては、

1. 優良農地の確保・有効利用の取り組みの強化
2. 農地利用の最適化に向けた組織体制の強化
3. 多様な担い手の確保対策の推進
4. 法人化等担い手の経営確立・発展支援
5. 農業者・地域の課題に即した政策提案など農政活動の推進
6. 農業者等に対する情報提供活動の強化

の6項目を重点に掲げ、業務を確実に効果的に実施していくこととする。

Ⅱ 事業計画

1. 優良農地の確保・有効利用の取り組みの強化

(1) 担い手への農地の集積・集約化の促進

平成30年度から進めてきた「農地利用実態把握調査」については、令和2年度末を目標の最終年度として、各農業委員会で農地所有者等の農地利用意向の把握と農地情報の地図化が進められてきた。

今年度は、調査結果を利活用し、農業者や市町村農政主管課をはじめ各関係機関・団体と連携した地域での話し合いを行い「人・農地プラン」の実質化と実行を促進する。さらに、貸したい等の意向のある農地については、プランを基に地権者と担い手のマッチングを進めるなど、農業委員会が行う農地利用調整活動を支援する。

また、「農地利用実態把握調査」の終了していない農業委員会においては、継続して利用実態の把握に努めることとし、情報の農地台帳への整備や地図化を図り集積・集約化に活用されるよう支援する。

(2) 県並びに県農地中間管理機構との連携強化

農業委員会が行う農地利用集積・集約化の取り組みを着実に推進するため、引き続き農業会議に「農地集積推進員」を配置するとともに、県並びに県農地中間管理機構との情報共有を図り農業委員会の支援を強化する。

(3) 農地台帳等の整備と農地情報公開システムの活用推進

農地台帳については、農地法において作成が位置づけられた法定台帳であり、固定資産台帳や住民基本台帳との突合を年1回以上行うなど情報の最新化と適正管理がなされるよう支援する。

また、引き続き、全国農業会議所が運用する「農地情報公開システム」への移行による農地台帳の整備と地図化を推進し、農地の集積・集約化に係る情報を関係機関に提供するとともにインターネット等を通じて公表するなど、同システムが有効に活用されるよう支援する。

(4) 遊休農地の発生防止・解消対策の推進

農地利用状況調査（農地パトロール）で把握した遊休農地について、所有者の意向を確認し、貸付けを希望する農地所有者に対しては、あっせんや利用関係の調整を行うとともに、農地中間管理機構の積極的活用を促進するため、機構への通知等が確実にこなされるよう支援する。

また、遊休農地の未然防止やその活用を進める観点から、農業参入等支援センターが行う参入希望企業等に対する農地情報の提供やマッチングなどの取り組みに協力する。

(5) 農地法関係事務等の適正・円滑な執行

農業委員会から諮問を受けた30アールを超える農地転用案件について、常設審議委員会において適正に審議し意見を述べる。

農地の権利移転や農地転用許可に関する事務、違反転用処理、農地所有適格法人の要件確認事務等、農地制度における農業委員会の事務が適正・円滑に執行されるよう支援・協力を行う。

また、農業委員会総会や委員研修のリモート開催やペーパーレス化を支援するため、タブレットをモデル農業委員会に貸し出す事業を利活用し事務の効率化を支援する。

2. 農地利用の最適化に向けた組織体制の強化

(1) 組織・活動体制の整備と目標達成に向けた組織活動の強化

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地対策、新規参入の促進が円滑に進むよう、農業委員会が作成する「農地利用最適化指針」を必要に応じて見直す。また、具体的な活動計画等の作成及び結果の点検・評価、農業委員・農地利用最適化推進委員の日々の活動記録の徹底及び実績・成果の公表等の取り組みに対して助言・支援を行う。

各農業委員会における活動計画等に掲げた目標達成に向け、農業委員会総会等で定期的に活動状況や進捗状況を把握し、農業委員・農地利用最適化推進委員との情報の共有を図るとともに、各農業委員会の活動が共有されるよう横展開を支援する。

農業委員等改選時の課題・問題点の把握に努め、適宜必要な対策を講じる。

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動支援

農業委員や農地利用最適化推進委員に対して、農地利用最適化の取り組みを進めるために必要な関係法令、農地制度や各種施策さらには具体的な活動方法に関する研修を実施し、業務の確実な推進を支援する。

(3) 農業委員会職員に対する支援

農業委員会職員に対しても、引き続き業務を推進するために必要な関係法令、各種施策等に関する研修を実施するとともに、農地相談員を設置し農地関係の相談体制を整備する。

(4) 農業委員会組織活動関連予算の活用支援

農地利用の最適化を推進するため国が措置している機構集積支援事業、農地利用最適化交付金を積極的に活用して農業委員会活動が促進されるよう支援する。

(5) 女性の農業委員等への登用促進及び活動支援

農業委員会における女性農業者の活躍を促進するため、多くの女性が農業委員・農地利用最適化推進委員に登用されるよう関係方面に働きかけを行うとともに、女性農業委員等を会員とする「いばらき農業委員会女性協議会」の活動を支援する。

3. 多様な担い手の確保対策等の推進

(1) 日常的な就農相談の実施と就農相談会等の開催

県農林振興公社や県農業法人協会と連携を図りながら、農業法人等の求人情報の提供を行うとともに、就農相談会「新農業人フェア」に併せ、農業法人との合同会社説明会を開催するなど、新規就農希望者に対する情報提供活動を行う。

(2) 農の雇用事業等を活用した雇用就農の推進

農業法人等が就業希望者を新たに雇用した場合に、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」や「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」を積極的に活用し、新規就農者に対する農業法人等

への雇用就農を推進する。

農業法人等の人材育成と経営確立に向けて、より一層成果が上がるよう経営者組織と連携した研修会の開催等を推進する。また、これらの雇用就農者が茨城農業の優れた担い手として定着できるよう、さらに独立就農する際には、中核的な経営体に発展できるよう必要な支援を行う。

4. 法人化等担い手の経営確立・発展支援

(1) 農業経営の法人化、経営発展の支援強化

本県農業の担い手の法人化や経営規模拡大、第三者継承、人材の確保・育成等を支援するとともに、農業経営の法人化や企業参入の推進を目的として設立された「茨城県農業参入等支援協議会」について、県（農業経営課）と共同事務局を担い、経営発展セミナーの開催や専門分野の経営アドバイザーの派遣等による担い手の経営発展を支援する。

また、引き続き、法人化の相談窓口を設置して相談をきめ細かく実施することにより、農業経営の法人化と経営発展を支援する。

(2) 担い手の経営確立に向けた支援

認定農業者等担い手の経営改善・経営能力向上を支援するため、複式農業簿記記帳や青色申告等に関する研修会を開催するとともに、農業経営の収入減少を補填する「収入保険制度」など農業経営に有益な情報を担い手に対して提供する。

また、担い手相互の研鑽による経営改善を支援するため、令和3年11月18日及び19日に開催が予定されている「第23回全国農業担い手サミットin茨城」の開催を支援する。

(3) 農業者年金の普及・加入促進の取り組み強化

農業者年金制度については、農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承を図るのみならず、本県農業の担い手を育成する重要施策と位置づけ、普及・加入促進に取り組む。

当面の目標として本県の基幹的農業従事者数の約1割となる2,000人を確保することとし、農業委員会とJA営農渉外部門や県普及組織との連携体制のもと加入推進活動を促進する。

(4) 経営者組織の活動支援

農業会議は、長年にわたり各組織等の支援・協力を行ってきたところであり、今後とも、県段階の組織である「茨城県認定農業者協議会」、「茨城県農業法人協会」、「茨城県稲作経営者会議」の活動を支援する。

◆茨城県農業会議が事務局を担当する農業者組織（令和3年3月現在）

組織名	設立年月日	会員数
茨城県認定農業者協議会	平成13年10月22日	37組織
茨城県農業法人協会	平成10年7月7日	75社
茨城県稲作経営者会議	昭和52年3月31日	27人

5. 農業者・地域の課題に即した政策提案など農政活動の推進

(1) 農業者・地域の声を積み上げ農政に反映させる活動の推進

地域の農業者等との意見交換等を通して現場の声を積み上げ、農地利用最適化推進施策の改善や農業経営の確立・体質強化に関する課題などについて、国・県に対して意見提出を行う。

(2) 農業・農村の持続的発展に向けた農政活動の推進

農林漁業関係団体で組織する「茨城県農林水産業関係団体連絡会」と連携し、農業・農業者の持続的な発展を図るため必要な施策に関する要請活動を行う。

(3) 調査活動の推進

担い手への農地集積、農業経営の効率化など地域農業の振興の基礎資料とするため、農地取引価格の動向や農作業料金・農業労賃等の実態、新規就農者の農地所有等について調査するとともに、農政の動きに対応するため、必要に応じて調査ならびに情報収集・提供を実施する。

6. 農業者等に対する情報提供活動の強化

(1) 全国農業新聞の普及推進

農政・経営等情報を農業者への確かつ確実に提供するため、全国農業新聞の普及推進を図る。農業委員・農地利用最適化推進委員への情報提供のため皆購読を推進するとともに、1人でも多くの農業者へ最新・有益な情報を提供するため、農業委員・推進委員1人あたり2部の増部を目標として普及推進を図る。

＊令和2年12月末現在における購読部数は、2,912部（前年対比109部減）。

(2) 全国農業図書の普及推進

農業関係の専門図書である全国農業図書については、利用促進に向けて各種会議でのPRや、市町村部局に対する普及など活用促進を図る。

(3) 農業委員会における情報発信の推進

改正農業委員会法において「情報の提供」が新たに規定されたことを踏まえ、従来にも増して農業委員会だよりや市町村広報誌を活用して、地域の農業者・住民に対する身近な情報提供の取り組みを支援する。

(4) 茨城県農業会議のホームページを活用した農業関係情報の発信

茨城県農業会議のホームページを活用して、農業会議の取り組んでいる各種事業や経営者組織活動等について情報発信を行う。